

「久留米広域連携中枢都市圏」連携協約を締結しました

☎ 企画課企画政策係 ☎ 72-2111内線224

1

2月23日、久留米市を連携中枢都市とした4市2町(久留米市、小郡市、大川市、うきは市、大刀洗町、大木町)による「久留米広域連携中枢都市圏連携協約」を締結しました。

この協約は、人口減少・少子高齢社会に向かうなか、4市2町が一体となって、活力ある経済圏、生活圏の形成に協力して施策に取り組んでいくためのものです。

今後、「圏域全体の経済成長のけん引」「高次の都市機能の集積・強化」「生活関連機能サービスの向上」の取組を自治体間の連携により実施していきます。



特別児童扶養手当額を変更します

☎ 福祉課障がい者福祉係 ☎ 72-2111内線442

2

4月1日から、特別児童扶養手当の月額支給額を下記のとおり変更します。

	平成27年度(月額)	平成28年度(月額)
特別児童扶養手当1級	51,100円	51,500円
特別児童扶養手当2級	34,030円	34,300円

住宅用太陽光発電システム設置にかかる費用を補助します

☎ 生活環境課環境係(南別館1階) ☎ 72-2111内線152

3

市は、太陽光発電システムを自宅に設置する人に補助金を交付します。詳細は、市ホームページ(ホーム▶くらし▶環境▶住宅用太陽光発電システム設置補助)を確認またはお問い合わせください。

受付開始日 4月1日(金)※工事の着工前(システム付建売住宅の場合は引渡し前)に申請

補助件数 予算780万円の範囲内で補助(130件程度)
※ホームページに受付件数を掲載します

補助金額 太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり2万円(上限額6万円)

対象 市町村税の滞納がない次のいずれかの人

- ①自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する人(既存住宅)
 - ②市内に自ら居住する住宅を建築し、太陽光発電システムを設置する人(新築・改築)
 - ③市内に太陽光発電システムが設置されている住宅を自ら居住するために購入する人(建売)
- ※以前に同一の住宅に対する市の補助金を受けた人は対象外

対象システム 次の要件を全て満たすシステム

- ①設置前(システム付建売住宅の場合は引渡し前)で、未使用のもの
 - ②電力会社の配電線と連系し、自家用を超える余剰分を電力会社に売電できるもの
- ※全量売電は対象外

防災行政無線の運用を開始します

問 協働推進課防災安全係 ☎72-2111内線253

防災行政無線とは、皆さんの生命・財産を守るため、避難勧告などの災害情報を迅速に市内全域に一斉放送する設備です。地震や台風などの災害時に、市役所に設置した放送設備から、市内に設置したスピーカーを通じて、災害情報を伝達します。平常時には、選挙投票日のお知らせなどさまざまな行政情報の広報手段としても活用していきます。

また、防災行政無線の点検のため4月1日から、毎日午後5時にメロディ（夕焼け小焼け）の吹鳴を行います。皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※小郡高等学校と三井高等学校のスピーカーは、災害時のみ放送します。平常時の行政情報の広報と毎日午後5時のメロディ吹鳴は行いません

※平成28年3月31日をもって、市内5箇所の消防サイレンの定時吹鳴は停止しました

※三井消防署の消防サイレンの定時の吹鳴は、引き続き毎日午後5時に実施されます

国民年金保険料納付書を送付します

問 国保年金課医療・年金係 ☎72-2111内線427
久留米年金事務所 ☎33-6206

国民年金第1号被保険者（自営業・学生など）と任意加入被保険者の1か月当たりの保険料（平成28年度）は、16,260円です。

納付書は4月上旬に日本年金機構から送付されます。納期限は納付対象月の翌月末日です。

保険料の納め方

○納付書

銀行、郵便局、信用金庫、農協、コンビニエンスストアなどで納めることができます。

○口座振替

納め忘れがなく安心・便利・確実です。口座振替の申込みは、①預金通帳②通帳届出印③年金手帳または納付書を準備し、金融機関またはお近くの年金事務所へ申し込んでください。

※保険料の納付が困難な場合は、免除・猶予制度などがありますのでご相談ください

入院時食事(生活)療養標準負担額が変わります

問 国保年金課国保係(国民健康保険) ☎72-2111内線424
医療・年金係(後期高齢者医療) ☎72-2111内線423

4月1日から、入院と在宅療養の負担の公平性を図るため、国民健康保険・後期高齢者医療に加入している人の入院時『食事療養標準負担額』と『生活療養標準負担額』が変わります。変更内容は以下のとおりです。

※変更に伴う手続などは不要です

平成28年3月31日まで		負担額	平成28年4月1日から	
負担区分		負担額	負担額	
住民税課税世帯		260円	360円	
「区分オ」 または 「区分II」	90日までの入院	210円	210円	
	90日を超える入院	160円	160円	
区分I		100円	100円	

にぎわいを創出し、商業の活性化を図る事業を支援します

申問 商工・企業立地課 商工観光係(南別館3階) ☎72-2111内線142

市は、新たに組織された小規模グループ(市内で小売・卸売業、飲食店、サービス業などを営む事業者)が、市内で地域住民を集客し、地域の賑わいを創出することにより、商業の活性化につながる事業に取り組む場合、その経費の一部を助成します。

対象団体 次のいずれかの要件を満たす新たな団体

- ・市内商業等事業者のみで団体を構成する場合は、5人以上の団体であること
- ・市内商業等事業者以外の者を含んで団体を構成する場合は、10人以上で、かつ、その3分の2以上が市内商業等事業者の団体であること

対象事業 市内で実施する賑わい創出事業で次の①～③全てを満たす事業

- ①地域の賑わいにつながる事業
- ②年間12日以上実施する事業
- ③3年以上継続する事業

※単に構成員の親睦を目的とした事業や特定の団体または個人のみが利益を受ける事業、政治活動または宗教活動に類する事業、市から委託または補助金を受けて実施する事業は対象外です

補助額 ※千円未満は切り捨て

補助金の交付決定を受けた日の属する年度から算定	補助率	限度額
1年目	補助対象経費総額の2/3以内	35万円
2年目	補助対象経費総額の1/2以内	25万円
3年目	補助対象経費総額の1/3以内	20万円

対象経費 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料

申請方法 ①申請書②事業計画書③収支予算書④団体の規則またはそれに類するもの⑤団体構成員の名簿⑥3年以上事業を行う確約書⑦その他市長が必要と認める書類を揃えて、商工・企業立地課に提出

※様式は市ホームページからダウンロードできます

※予算の範囲内で助成を行うため、申請前にご相談ください

※詳細はお問い合わせください

募集期限 5月31日(火)(先着順)

昨年度事例紹介

この補助を活用した事例の1つとして、西鉄小郡駅前でのイルミネーション設置事業が行われました。

当該事業ではイルミネーションを活用し、駅前の集客を増やすとともに、クリスマス期間にイルミネーションを訪れたカップルやグループに協賛店の割引券を配布するなど、近隣店舗や観光協会と連携した商業活性化に向けた事業が行われました。

